

一関市スポーツ少年団育成費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、一関市スポーツ少年団に加入する一関市スポーツ少年団に対する育成費補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象経費)

第2 補助金の交付対象となる経費、補助金の額は次のとおりとする。

補助の種類	交付対象経費	補助金の額
一関市スポーツ少年団育成費	当該年の10月1日時点において一関市スポーツ少年団に加入しているスポーツ少年団の活動費	スポーツ少年団1団あたり14,000円と団員数1人当たり250円を乗じた額の合算額

(交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、定められた期日までに一関市スポーツ少年団育成費補助金交付申請書(様式第1号)を一般社団法人一関市スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4 会長は、第3の申請に係る事業内容が適当と認めるときは、一関市スポーツ少年団育成費補助金交付決定(変更)通知書(様式第2号)により交付決定を行うものとする。

(変更の申請)

第5 申請者は、補助事業を変更する場合には、一関市スポーツ少年団育成費補助金変更申請書(様式第3号)を提出するものとする。

(決定の変更)

第6 会長が第5の申請を適当と認めた場合は、補助金交付決定の変更をするものとする。

2 第4の規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の請求)

第7 申請者は、定められた期日までに、一関市スポーツ少年団育成費補助金請求(精算)書(様式第4号)を会長に提出して、補助金を請求するものとする。

(前金払の請求)

第8 補助金の前金払を請求しようとするときは、一関市スポーツ少年団育成費補助金前金払請求書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(決定の取消)

第9 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 虚偽の記載等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第10 第9の規定により、交付決定を取り消されたため返還すべき補助金が生じたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
2. 令和3年度においてスポーツ少年団スタートコーチ養成講習会を受講し、令和4年度に資格認定を受けた者の認定員資格取得費補助金の交付対象経費及び補助金の額については、第2の規定にかかわらず、なお改正前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。